

相模原市農業委員会第21回会議議事録

開会日時 令和5年11月30日 午後1時40分

閉会日時 令和5年11月30日 午後2時54分

開催場所 産業会館3階 大研修室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博	10	高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名(10番高橋三行委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高

議事録署名人 議長

議席 5番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第47号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
6	議案第48号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第49号	買受適格証明について
8	議案第50号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第51号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第52号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第53号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第54号	農用地利用集積計画の決定について
13	報告第44号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
14	報告第45号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
15	報告第46号	農地造成工事の施工承認について
16	報告第47号	非農地証明書の発行について
17	報告第48号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
18	報告第49号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第21回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、10番高橋三行委員は、所用のため欠席の通告がございますので報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5番斉藤嘉之委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日、傍聴はないということでございますので、進めさせていただきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告をいたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年10月31日から令和5年11月29日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

11月7日、県からの地域計画関連説明が行われまして、私、前田、濱端総括副主幹、農政課職員ほかが出席しております。

11月10日、海老名市文化会館におきまして、神奈川県農業委員会活動推進大会第3回大会運営委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、議案申合せ決議等でございます。

同日、同所におきまして、令和5年度神奈川県農業委員会活動推進大会が開催されまして、農業委員11名に出席いただきました。

11月15日、令和5年度神奈川県農業委員会活動推進大会決議実行運動が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、先ほど会長からもお話があったとおり、県議会や県に対し、要請活動が行われたものでございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告5件となっております。

続きまして、市関係でございます。

10月31日、農業委員会第20回総会を行いまして、農業委員19名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第4条の規定による許可申請についてほかでございます。

11月7日、第2回第8回線引き見直しに係る検討会議が行われまして、私、前田が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直し都計審小委員会審議のまとめ案についてほかでございます。

11月14日、農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農地利用最適化推進委員12名、農業委員13名が出席しております。内容につきましては、令和5年度農地利用状況調査の結果についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

11月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

11月28日、第8回線引き見直しにおける第5回相模原市都市計画審議会小委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直しについてでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

11月13日、令和5年度神奈川県ファシリテーション研修会が開催されまして、私、前田が出席しております。内容につきましては、地域計画・目標地図作成の考え方、進め方のポイントほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

11月12日、第59回相模原市農業まつりが開催されまして、阿部会長、農業委員3名、推進委員5名が出席しております。

また、11月18日、第35回JAまつりが開催されまして、阿部会長、農業委員3名、推進委員4名が出席しております。内容につきましては、活動紹介、農業クイズ、共進会褒賞授与ほかでございます。

続きまして、11月26日、緑区鳥屋におきまして、農地再生モデル事業を行いまし、農業委員5名、推進委員3名が出席しております。内容については、津久井在来大豆の収穫でございます。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、皆様から御発言がありましたら、お願いします。よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。
事務局に報告をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、11月14日に開催されました第3回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題(2)令和5年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組については、担当区域ごとに今年度の利用状況調査でC判定となった農地に係る情報共有を図るとともに、今後、ヒアリング調査を実施する農地の候補地の選定について話し合いました。

以上で、第3回農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程3 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第45号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-14は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-14は、中央区陽光台6丁目に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人の合同会社フルーツランドが、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は上溝の畑、3筆、3,232㎡です。今後の作付はジャガイモを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地1筆、1,037㎡及び千葉県野田市に所有する経営農地24,578㎡で、全て適切に管理されています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-14については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

7番（小林委員）

11月28日に現地を確認してまいりました。見て分かりますとおり、草は刈ってある状態ですけど、何かを作付している様子はないような感じです。ここは2年前に、案内図のと書いてあるところを所有権移転して取得しています。そのとき、千葉県の法人で、こういった法人なのか分からなかったの、鈴木推進委員と一緒に見に行きました。その後、推進委員と私の2人で時々確認しながらいけばいいかなということで落ち着きました。

今回、経営規模拡大ということで、今度は3反ぐらいあります。正直、最初に取得した畑のときは、1年目は何もしておらず、草は出ていました。2年目の春、ジャガイモを植えています。ただ、マルチしてありますけど、畝間は草だらけ。収穫した後もそのままという感じの管理でした。

今回、この申請が来たときに、私、正直、1反も管理できないのに3反もできないのではないかと思います。事務局にいろいろ質問したんですけども、近所の農家さん

に手伝ってもらったり、アルバイトを雇ったりしながら、何とかやると聞きました。取得する農地もジャガイモを作る予定で、あとは相談しながらやると伺いました。今後、改善が見られるので、頑張ってもらいたいという意味を込めて、許可してもいいと判断しました。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

前回出たとき、私も何かコメントしたと思うんですけど、計画自体がずさんというか、野菜ではなくて、フルーツランドで果物か何かを作ると聞きました。たしかそんな話だったので、小林委員はマルチして何か栽培していると言われたけれども、真面目に申請しているかどうか全然見えません。ジャガイモを3反作ったら、売り先も考えなければならぬから、やっぱりある程度、栽培計画とかがないと、何かおかしいような気がします。事務局で感触はどうですか。

事務局（伊藤所長）

私どもも、以前の農地に許可を出しておきながら、1年間栽培していなかったのは確認しております。今年の春にこの法人の報告書が出たときに、本当にやっているのかという疑問を持ちました。そのとき確認したときには、今年からジャガイモを始めたということで、今回の申請に関しても、またジャガイモを作ると聞きましたので、私どもから法人に幾つか確認して、小林委員から投げられた疑問について、法人に確認しました。

まずは、一番最初に言われた3反を超える農地を管理できるのかどうかというところで、基本的には社長1人が法人の役員であり、作業員となっております。この会社は親会社がありまして、その従業員、事務の職員を作物の植付けとか収穫の時期にまずは使うということで、今年もやってきたと。今年も、収穫のときは、ジャガイモがかなりうまくできたらしくて、専属でアルバイトを3人雇ったそうです。今後もその方々にはお願いする予定をしている。

あわせて、露地野菜について、既に取得した農地ではジャガイモを収穫した後、作物は植わっていません。今後は、ジャガイモだけでなく、収穫が終わった後は違う作物も植えるよという話をしました。先ほど藤村委員が言われたように、最初はレモンを植えるよという計画をしていました。そのときにも、本当にできるのかと、総会の場で議論していただきました。今その話はどうかと聞いたところ、野田市で成功した果樹や露地野菜を相模原市でもやっていきたいよという計画はしているらしいのですが、具体的に、その作物が野田市でなかなか成功していない、これならいけるよというものがまだできていないのが現実だそうです。野田市では、ビニールハウスを使って、マンゴーやアボカドなどの果樹類を栽培しているんですけども、ハウスが2年前の10月に完成して、それからですので、実際に法人の報告の中でも収益はゼロになっております。野田市ではハウスをやっていますけれども、相模原市ではハウス栽培の計画はなく、露地野菜をやりたいよと言っていました。

17番（藤村委員）

政府としては、法人が農業に参画するのを非常に推奨というか、個人が老齢化とかで

なかなか入り込めないところを法人ならやってくれるだろうというので、そこは緩くなっているわけですね。しかも、適切に耕作されていないようなところを有効に使っていただければ大変ありがたいですが、今の説明だと、取りあえず、書面上はやるという感じなんですね。先ほど小林委員が見守っているとおっしゃられたけれども、適切に使われていないと判断されたときは、この土地はどうなりますか。

事務局（伊藤所長）

法人が農業をしていない場合は、やはり、指導するしかないです。法人がもうできないと言った場合には、手離していただくしかないということになります。

17番（藤村委員）

いわゆるペナルティーはないのですか。

事務局（伊藤所長）

ペナルティーということであれば、次に農地を買うことも借りることもできないというのは当然出てきます。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、御発言もないようですので、採決をさせていただきます。

議案第45号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程3議案第45号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第46号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-17から5-19及び5-1029から5-1031は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページ、5ページを御覧ください。

收受番号5-17は、譲受人の株式会社アベックスが、譲渡人が所有する南区当麻の農地、1筆、287㎡に賃借権の設定を受け、駐車場として転用するための申請です。利用については、既に転用許可を受けた土地と一体で利用します。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は一般貨物自動車運送業を営んでおり、現在使用している駐車場が市街地にあるため、返却し、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板高さ60cmで土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立麻溝台小学校の南西約730mです。

続きまして、收受番号5-18は、譲受人の株式会社ビルドアートが、譲渡人が所有する新磯野の農地、1筆、396㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は建築業を営んでおり、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留めブロック1段から5段で土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の北西約570mです。

続きまして、收受番号5-19は、譲受人のムンドエスエムトレーディング株式会社が、譲渡人が所有する当麻の農地、1筆、908㎡の所有権移転を受け、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は中古車販売・輸出業を営んでおり、新たに車両置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留めブロック1段及び万能鋼板高さ2mで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は南区麻溝まちづくりセンターの北西約420mです。

続きまして、收受番号5-1029は、譲受人の農地所有適格法人の株式会社藤野倶楽部が、譲渡人が所有する名倉の農地、2筆、479㎡の所有権移転を受け、駐車場及

び倉庫として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は農地所有適格法人として農業体験宿泊を行っており、宿泊者用に駐車場及び備品用の倉庫を建築するものです。土地区画の明確化としては、虎口で区割りをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野小学校の南西約2kmです。

続きまして、収受番号5-1030は、譲受人が譲渡人のG S I マルロンテックス株式会社所有する与瀬の農地、1筆、151㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産賃貸業を営んでおり、貸しアパートの駐車場を確保するものです。なお、譲渡人が法人ですが、昭和60年に農地転用により所有した当該地を転用後に農地以外の地目に変更せずに所有していたため、また、現状も農地性があるために、今回、売却するに当たり、改めて農地転用許可申請を行うものです。土地区画の明確化と土留め策としては、既存の石積み擁壁高さ2mと、新たにコンクリートブロック1段を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はJ R相模湖駅の南東約240mです。

続きまして、収受番号5-1031は、譲受人の相模湖不動産株式会社が、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、190㎡の所有権移転を受け、宅地造成として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、1区画の宅地造成を行い、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段積み及びコンクリート擁壁高さ最大1.7mで土留めをし、雨水については、土のままによる敷地内浸透とする計画です。申請地はJ R相模湖駅の北東約50mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-17及び5-19については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

11月25日に現地調査に行っていました。

収受番号5-17ですけれども、当麻の相模川の反対の土手のところの農地にして、この周りは大変荒れているところです。今回の土地ですけど、過去に農地転用した雑種地と合わせて、反対側のところを今回の総会に上げたということです。現地確認しましたけれども、境界もしっかりしていますし、きれいになっておりますので、特に問題ないかと思えます。

収受番号5-19は相模線沿いの原当麻から番田に行く間の農地ですけど、反対側が区画整理になっていまして、その反対側の農地です。北側に少し農地がありまして、鋼板2mで囲うということで、日当たりがどうかと思えますけれども、2mですので、そんなに影響はないかなと思えます。よって、この案件も特に問題ないと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

收受番号5 - 18については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤委員）

現地確認してきました。写真で見てもらえるように、両サイド、建築資材置場になっていますので、やむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1029については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

3番（加藤委員）

11月27日に天野委員と一緒に歩いてきました。畑と駐車場というのは画面で見ると分かると思うんですけども、入って右側のほう、土留め策をしないと雨で流されるような状態でした。隣や道路の入口へ流れるような気がします。取りあえず、入口の物置を造る場所、丸太のところも、さっきの畑のところから流れ込んでいて、建物を造っても丸太が小屋のほうに倒れるのではないかなという考えで見してきました。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1030及び5 - 1031については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

27日に推進委員の岸さんと現地を確認いたしました。

收受番号5 - 1030ですけれども、こちらのスクリーンで、境界線もきれいになっておりますし、夏まで野菜が何かを作っていたみたいで、本当にきれいになっています。向こうにちょっと見えるのがアパートでございまして、黄色いところからずっと駐車場になっておりまして、今回、その駐車場を広げるということですので、別に問題ないと思います。

收受番号5 - 1031は、夏に写真の左のほうが申請に出まして、同じ不動産会社でございまして。夏に行ったときは、クズ葉でいっぱい境界線も分からない感じだったのですが、今回はこのようにきれいになって、境界線もしっかりしておりますので、別に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第46号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 5 議案第 4 7 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変

更申請について

日程 6 議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程 5 議案第 4 7 号、日程 6 議案第 4 8 号については関連議案となります。2 議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第 4 7 号、議案第 4 8 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは 6 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 7 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号 5 - 1 0 0 1 は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7 ページを御覧ください。

事業計画変更收受番号 5 - 1 0 0 1 について説明します。本案件は、令和 4 年 6 月 2 日付で、家具展示場及び資材見本置場として転用許可を受け、その後、発注依頼件数の増加により、既存の作業所では追いつかず、作業所の新設が必要となり、令和 5 年 1 1 月 1 0 日付で事業用地を拡大するとともに、作業所を追加で新設する事業計画変更の申請があったものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。本案件の申請地は、許可済地と隣接する斜線部分の拡大地です。農地区分は第 2 種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、高さ 2 0 cm の矢板を設置し、汚水については高度処理浄化槽を設置し、雨水については浸透柵を設置して処理する計画です。申請地は藤野南小学校の北西約 7 1 0 m です。なお、本事業の工事は未着手です。

続きまして、関連議案となります議案第 4 8 号について説明します。8 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 1 0 3 2 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9 ページを御覧ください。

収受番号5 - 1032は、譲受人のピーシー工房株式会社が、譲渡人の所有する緑区牧野の農地、2筆、528㎡の所有権移転を受け、家具展示場及び資材見本置場及び作業所として転用するものです。現地の状況等につきましては、先ほどの説明と同様ですので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5 - 1001及び5 - 1032については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

3番（加藤委員）

11月27日、天野委員と一緒に歩きました。前回のときの札があって、その横のさっきの図面の入口のほう、ちょっと傾斜なんですけど、一応、草も刈ってきれいになっていましたので、別に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

議案第48号でここをやりたいという申請が出て、議案第47号は古いものが計画変更になったということですか。

事務局（伊藤所長）

議案第47号で、令和4年6月に家具展示場及び資材の見本置場ということで、2つの建物を建てますという許可を得たんですけれども、この会社は旧藤野町に既存で会社があって、そこに作業所もあるんですが、追加でこの土地に作業所を建てたいということで、そのために敷地面積を広げたいといった内容のものが議案第47号です。議案第48号は追加の部分はこの土地ですという転用の許可申請と二本立ての議案となっています。

17番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、ただいま2議案を一括説明していただきましたので、採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは採決をさせていただきます。

議案第47号、議案第48号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第47号、日程6議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第49号 買受適格証明について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第49号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

議案朗読の前に、買受適格証明についての説明をさせていただきます。農地の競売や公売の入札に参加する場合、農地を農地として、または農地を転用して取得できない者が参加することを未然に防ぐため、入札に参加する際、必要となる書類として、今回は農地法第5条の転用許可を受けられる者であることを証明するための申出です。

買受適格証明願の提出があった場合には、買受適格の有無を今回であれば農地転用許可の議案と同じ審議をし、許可相当と判断されれば、買受適格があると認められた場合となり、買受適格証明書を交付することとなります。

そして、買受適格証明書の交付を受けた者が入札をして競落人となった場合、改めて許可の申請を提出する必要がありますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、再度、審議は行わず、許可となります。

本案件は、横浜地方裁判所相模原支部が行う競売案件で、入札期間は令和5年12月6日から令和5年12月13日まで、開札は令和5年12月20日でございます。なお、本件は競争入札となりますので、参加者数などの情報が伝わらないようにしております。守秘義務を徹底していただくようお願いいたします。

それでは、議案を朗読したいと思います。

議案第49号 買受適格証明について。農地法第5条第1項の規定を受ける別紙買受適格証明願収受番号12-1001は、相当とする理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合には、農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

本案件は、申出人が車両置場及び部品置場として転用する目的で競売に参加するため、買受適格証明を申請するものです。申請理由は、申出人は中古車販売業を営んでおり、現在、賃貸中の置場が手狭なため、返却し、新たに車両置場及び部品置場を確保するものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図はお手元の資料を御覧ください。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を高さ2mの万能鋼板で囲い、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原西メディカルセンターの南西約420mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号12-1001については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

11月25日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、ここをタイヤとか自動車販売関係の物を置く場所にするということで、お願いがあるのは、2筆に分かれていまして、こちらには同じくらいの広さの隣接した、現在、畑を作っている耕作者がいるんですね。その方の迷惑にならないようにしてほしいということが一つです。あとは住宅があったり、この畑そのものがどちらも、今まで作っていた方が亡くなってしまってから10年以上何も作っていませんでしたので、原野みたいなすごい草で、今回もC判定でどうしようかなと、ずっとそんな話が出たんですけれども、そして、この下段は、不耕作地だったので、やむを得ないかなとは思っています。ここは畑、農地という登録ですけれども、隣接が竹林で、どんどん竹が中に入ってきてしまっていて、やはり、これもやむを得ないかなと思えます。農地に戻すには多分大変だと思いますし、ここのところも隣接が民家なので、民家の迷惑にならないように、鋼板を立てるや何かするにしても、よく話し合いをしてほしいと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第49号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第50号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1042から5-1094は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページから34ページを御覧ください。

整理番号5-1042は、経営規模維持のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は10ページを御覧ください。契約期間は4年、件数は1件、1筆で、面積は219㎡です。今回の利用権設定農地においては、梅、大根、トマトなどを栽培していく予定です。

この1件以外の5-1043から34ページの5-1094までは、期間満了に伴い提出された更新の案件で、52件、101筆、面積は91,471㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

整理番号5-1042、この面積で梅、大根、トマト、いろいろやりますという趣旨がよく分からないんですけど、梅を二、三本植えたら、この面積になってしまうのではないですか。この方は6,000㎡使っているのだから、普通の農家さんですよ。

事務局（伊藤所長）

実は、ここの農地は既に借りていて、利用権設定をし忘れていたところでした。この筆だけではなく、隣接地なども借りている方で、ここには梅があって、隣接地と合わせて、今までも大根とかトマトを栽培していたところになります。

17番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第50号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第51号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、35ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-43から5-51、5-53から5-74及び5-76から5-118並びに5-1001から5-1005は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、36ページから50ページを御覧ください。

整理番号5-43から5-51、5-53から5-74、5-76から5-118及び5-1001から5-1005は、農地中間管理機構の神奈川県農業会議が借入れ、農業者に貸し出すため、利用権を設定するものです。件数は79件で、120筆、面積は合計で129,320㎡です。

整理番号5-1004は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は11ページを御覧ください。契約期間は5年で、件数は1件、1筆で、面積は250㎡です。今回の利用権設定農地においては、小麦、露地野菜を栽培していく予定です。

整理番号5-1005は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するもので、案内図は12ページを御覧ください。契約期間は5年で、件数は1件、筆数3筆、面積は3,379㎡です。今回の利用権設定農地においては、ネギ、ナス、栗を栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

議案第50号と第51号の関係は、どこが違うんですか。

事務局（伊藤所長）

議案第50号が相対で、第51号が一括方式の農業会議が仲介で入っているものになります。

17番（藤村委員）

整理番号5-1004も250㎡で、先ほどの質問と同じで、いろいろやるというのもよく分からないんですけど、この方も同じような状況でしょうか。

事務局（伊藤所長）

はい、そうです。隣接地を既に借りておりまして、その拡張という形になります。

17番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第51号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 5 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 10 議案第 5 2 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、16 番菱山喜章委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

16 番 菱山喜章委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 10 議案第 5 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

今、相対と一括方式の話がありまして、議案第 5 2 号は相対の議案になります。この後の議案第 5 3 号、第 5 4 号は一括方式の議案となりますので、その点、御承知おきください。

それでは、51 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 2 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 1095 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 11 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、52 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 1095 は、期間満了に伴い提出された申請で、件数は 1 件、筆数 4 筆で、面積 4,597 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 2 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、16番菱山喜章委員には御着席をお願いします。

16番 菱山喜章委員 着席

日程 1 1 議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 1 議案第 5 3 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、8 番志村佳男委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

8 番 志村佳男委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 1 1 議案第 5 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、5 3 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 5 2 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5 4 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 5 2 は、期間満了に伴い提出された申請で、件数は 1 件、筆数は 1 筆、面積 1,3 9 2 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 3 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 5 3 号については、原案のとおり決定いたしました。
議事が終了いたしましたので、8 番志村佳男委員には御着席をお願いします。

8 番 志村佳男委員 着席

日程 1 2 議案第 5 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 2 議案第 5 4 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、7 番小林康史委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

7 番 小林康史委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 1 2 議案第 5 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、5 5 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 7 5 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5 6 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 7 5 は、期間満了に伴い提出された申請で、件数は 1 件、筆数は 2 筆、面積は 1,4 6 7 m²でございます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第 5 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 5 4 号については、原案のとおり決定いたしました。
議事が終了いたしましたので、7 番小林康史委員には御着席をお願いします。

7 番 小林康史委員 着席

**日程 1 3 報告第 4 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて**

**日程 1 4 報告第 4 5 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について**

日程 1 5 報告第 4 6 号 農地造成工事の施工承認について

日程 1 6 報告第 4 7 号 非農地証明書の発行について

**日程 1 7 報告第 4 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について**

**日程 1 8 報告第 4 9 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて**

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑があった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

特にございません。

議長（阿部会長）

それでは、皆様の皆様から、何か御発言がありますか。

1 7 番（藤村委員）

報告第 4 6 号の農地造成工事の施工承認について、これは承認ということですが、私は場所がよく分からないんだけど、水田地域の中でぼつんと畑にするというのは、周辺の農家さんたちとの調和という点で問題ないのでしょうか。

事務局（伊藤所長）

この辺りは一帯が水田から畑に結構造成されているところで、スクリーンを見ていただくと、右手側のところも既に畑に造成されていて、ここの土地、高さも同じぐらいに見えるんですが、毎年、田んぼができなくて、草を生やした状態が繰り返されて、草が堆積して、道路と同じような高さまで草が生えているような状態です。併せて工事の概要を説明しますと、草もそのまま土にすき込んで、その中で黒土を取るということはなく、逆に赤土を追加して赤黒土にする計画の造成工事になっております。

以上です。

17番（藤村委員）

了解です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程13報告第44号から日程18報告第49号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第22回総会は、令和5年12月27日、水曜日、午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第21回総会を終了いたします。